

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月 日

（名 称）三條市地域公共交通協議会
 （代表者名）会 長 滝 沢 亮

生活交通確保維持改善計画の名称

三條市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度～7年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三條市は平成17年5月1日、旧三條市、旧栄町、旧下田村の3市町村が合併して誕生した総面積432.01 km²の一般市である。うち下田地区（旧下田村）においては、311 km²の面積を有し総面積に占める割合は約72.0%と広大である上、人口減少と併せて高齢化も急速に進んでいる。こうした地勢・特徴を持つ当市においては、自家用車などの交通手段を持たない住民は日常生活上、バス等の公共交通の維持存続は極めて重要な課題となっており、平成23年度より地域公共交通確保維持事業を活用し、次のⅠ～Ⅲの3系統を核に運行確保を図ってきた経緯がある。

また、本協議会では、デマンド交通の持続的な運行、市内公共交通網の連携を強化することを目的とし、デマンド交通及び市内循環バスの利用実績やバス利用者と直接かかわりのあるバス運転手も含める中で、より実態に即した市内循環バス等の路線の見直し検討を進めてきた。これを受けて、平成26年4月1日より市内循環バスにおいて見直し路線での運行を開始した。

さらに、市内循環バスの中でも学生が利用する機会の多い路線（Bコース、三高ライナー等）については、現在の運行状況について市内の小中学校と高等学校に対して要望聴取を行い、学校の始業時間に余裕を持って間に合う時間へと見直すなど、利便性の向上に努めているところである。

Ⅰ 福沢線

下田地区の地形の特徴として、国道289号が幹線道路として東西を貫通していることから、国道289号沿いの長沢駅跡を交通拠点に定め、各地域からバス（枝線）を乗り入れさせて、市街地方面との乗換えができるよう運行を図ってきた。H20～22年度において実施された公共交通社会実験では、福沢線以外の枝線についても運行していたが、利用者が減少したことから平成23年4月から福沢線を除くバス路線を廃止したところである。

こうした中、福沢線については利用者が減少傾向にはあるものの、長沢駅跡への重要な交通手段となっており、今後も一定の利用者が見込まれることから同路線を確保・維持していく必要がある。

Ⅱ 高校生通学ライナーバス

主に下田地区在住の高校生を対象に通学手段として既存のバス路線を活用して運行してきた。本路線については東三條駅で乗り換えて新潟・長岡方面への通学の重要な足となっているとともに、三條東高等学校や三條商業高等学校へ通学する学生の足ともなっている。また、三條高等学校・県央工業高等学校へ通学する高校生にとっては、乗換なしで通学できる非常に利便性の高い交通機関として安定的な利用数を得ている。

昭和59年度にJR弥彦線（下田地区）が廃止された同地区高校生にとっては、バスは唯一無二の通学手段であり、同バス路線の維持は交通政策として極めて重要であることから今後も存続させていく必要がある。

なお、平成29年10月から、運行時間を短縮できることから、市道開通を受け、運行経路を変更した。

Ⅲ 三条市デマンド交通

市内全域において、タクシー車両を活用して専用の停留所間をダイレクトで運行を行ってきた。三条市の地理特性、道路形態、移動形態等から輸送体系を勘案すると、小型車両で小回りを利かせた単発的輸送は公共交通機関であるバスやタクシー輸送を補完する機能を有しており、病院や買い物、JR駅への乗換え等において利便性の高い交通手段として多くの住民から利用されている。今や利便性の高い公共交通として住民の生活に欠かせない交通手段となっており、平成26年1月の運賃見直し以降、利用者の減少は見られるものの、今なお1日平均300人程度の利用があることから、今後も存続させていくことが必要である。

そこで、平成30年6月から土日祝日を含む全日運行(1月1日～3日は運休)を実施し、利便性の向上を実現した。

なお、高齢者の外出促進や遠隔地住民の負担軽減等を目的として、平成28年1月1日から同年12月31日まで、下田地域在住の65歳以上の方を対象に、複数乗車時のみ割引運賃となる「おでかけバス」社会実験を実施し、延べ127人が購入、1日当たり平均5回の利用があり、一定の利用者数があったことから、平成29年7月から「おでかけバス」を全市展開し、令和3年度は252人が発行を行った。

また、おでかけバスの認知度向上を図るため、令和2年度から、運転免許証返納時に年1,000円の手数料を無料にして交付する事業に取り組み、令和3年度は44人に交付を行った。

Ⅳ 市内循環バス(井栗線、三条循環線、嵐南コース)

■井栗線(旧 北コース)

主として井栗地区の小・中学生、高校生の通学手段として活用されている。また、東三条駅に接続することで新潟・長岡方面への通学も支援しており広域移動のフィーダーとして機能している。平成26年4月1日からのルート見直しでは、東三条駅、三条駅周辺に立地する個人医院への移動利便性向上も図っている。これにより学生及び高齢者の重要な移動手段として寄与することが期待できるため、確保・維持していく必要がある。

■三条循環線(旧 南コース)

新幹線駅である燕三条駅、国道8号沿線のショッピングセンターなどを経由し、三条市の主要な施設への移動を支援するコースである。平成26年4月1日より三条市役所を經由するルートに見直し、拠点アクセス性の向上も図っている。また、市民の外出行動を支援することが期待できるため、同コースを確保・維持していく必要がある。

■嵐南コース

三条市デマンド交通の運行により運休していたAコース(2～4便)を見直し、主に東三条駅の南側の中心市街地を循環するコースである。利用者の多い総合病院や個人医院を複数経由するとともに、東三条駅と接続することで市外への外出を支援することも期待できる。市街地内の移動需要を集約し、効率的な運行を図るためにも、同コースを確保・維持していく必要がある。

以上のように、地域公共交通確保維持事業を活用し、福沢線、高校生通学ライナーバス、三条市デマンド交通及び市内循環バスを維持・確保することで、当市総合計画に掲げる「安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指す。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 福沢線の平均利用者数 …目標値 2人以上/日
 - ② 高校生通学ライナーバスの平均利用者数…目標値 15人以上/日
 - ③ 三条市デマンド交通の日平均利用者数 …目標値 180人以上/日 (全日)
40人以上/日 (土曜日)
15人以上/日 (日・祝日)
- ※土曜日、日・祝日の利用者数は、全日の利用者数の内数です。
- ④ 市内循環バスの日平均利用者数 …目標値 39人以上/日
(井栗線8人/日、三条循環線25人/日、嵐南5人/日/日⇒計39人/日)

(2) 事業の効果

- ① 福沢線を維持することにより、幹線に接続する交通手段が確保され、地域住民の特に朝夕の通勤・通学のためのバス路線が継続されることで、とりわけ交通手段を持たない住民の生活向上が期待できる。
- ② 高校生通学ライナーバスを維持することにより、主に下田地区在住の高校生の通学手段が確保されることで、高校生の利便性向上が図られるとともに、保護者の送迎負担の軽減が期待できる。
- ③ 三条市デマンド交通を維持することにより、路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズを補完する交通体系を確保し、高齢者をはじめとする市民の通院や日常生活における買い物などの移動手段の確保が期待できる。
- ④ 市内循環バスを維持することにより、三条市デマンド交通との機能分担を図り、市全体の交通網の持続性向上、高齢者をはじめとする市民の通院や日常生活における買い物などの移動手段の確保が期待できる。

上記の他、副次的な効果として、同交通の運行維持により自家用車への過度な依存が抑制されることやバス停まで歩いていくという日常的な運動をすることで住民の健康増進が期待できるという、三条市が目指す「スマートウエルネス三条」の推進に向けた取組とも合致する。また、三条マルシェの継続的な実施といった中心市街地活性化策とも関連付け、子どもから高齢者まで世代を問わない外出促進策としての効果も期待できるものである。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標を達成するための事業として、高校生通学ライナーバスの利用促進のためのチラシの配布（「三条市地域公共交通網形成計画」P.73）や、デマンド交通の維持、さらには利用促進を図るための出張講座等の実施（「三条市地域公共交通網形成計画」P.72）を、三条市地域公共交通協議会が実施主体となって行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通 三条市地域公共交通協議会と事業者の協定書で定めている1運行当たり経費について、運行収入と協議会補助金で賄っている。国庫補助金については、上記協定書で定めている1運行当たり経費と事業者の実際の経費との差額を賄っている。 ・市内循環バス 市と事業者の協定書で定めている運行経費と実運行収入の差額を市負担金として賄っている（4月から9月分について）。なお、10月から3月分については、実運行収入に加え、国庫補助金を除いたうえで、市負担金を支払いしている。 ・高校生ライナー・福沢線 実績経常欠損を国庫補助金と市負担金で賄っている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>三条市地域公共交通協議会</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>公共交通の利用実態把握のため次のとおりモニタリング調査を実施する。</p> <p>【モニタリング調査の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乗降客調査 2 その他必要な事項
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 23 年 4 月 11 日（平成 23 年度第 1 回） 平成 22 年度事業実績報告
- ・平成 23 年 6 月 29 日（平成 23 年度第 2 回） 平成 23・24 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 23 年 11 月 7～14 日（平成 23 年度第 3 回、書面協議） 三条市デマンド交通ひめさゆりの運行時間の変更（刈谷田線代替運行の実施）について合意
- ・平成 24 年 2 月 23 日（平成 23 年度第 4 回） 運行実績経過報告
- ・平成 24 年 4 月 11 日（平成 24 年度第 1 回） 平成 23・24 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 24 年 6 月 27 日（平成 24 年度第 2 回） 平成 25 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 25 年 2 月 22 日（平成 24 年度第 3 回） 運行実績経過報告
- ・平成 25 年 4 月 11 日（平成 25 年度第 1 回） 平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価及び平成 25 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持変更計画について合意
- ・平成 25 年 6 月 26 日（平成 25 年度第 2 回） 平成 26 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 25 年 11 月 14 日（平成 25 年度第 3 回） 三条市デマンド交通の運賃見直しについて合意
- ・平成 26 年 2 月 19 日（平成 25 年度第 4 回） 循環バス路線等の見直しについて合意
- ・平成 26 年 5 月 29 日（平成 26 年度第 1 回） 協議会補助への変更について合意。
平成 26 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持変更計画及び平成 27 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 26 年 10 月 29 日（平成 26 年度第 2 回） 運行実績経過報告
- ・平成 27 年 1 月 28 日（平成 26 年度第 3 回） 平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 27 年 5 月 26 日（平成 27 年度第 1 回） 平成 28 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 27 年 11 月 2 日（平成 27 年度第 2 回） 公共交通利用促進策（三条市デマンド交通おでかけパス社会実験）について合意
- ・平成 27 年 12 月 16～24 日（平成 27 年度第 3 回、書面協議） 平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 28 年 5 月 27 日（平成 28 年度第 1 回） 平成 29 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 28 年 7 月 12～19 日（平成 28 年度第 2 回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な停留所増設について合意
- ・平成 28 年 12 月 22 日（平成 28 年度第 3 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 29 年 2 月 17 日（平成 28 年度第 4 回） 三条市デマンド交通おでかけパスの全市展開について合意
- ・平成 29 年 5 月 25 日（平成 29 年度第 1 回） 高校生通学ライナーバスの経路変更、平成 30 年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 29 年 7 月 19～25 日（平成 29 年度第 2 回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び一時的な停留所の増設について合意
- ・平成 29 年 10 月 27～30 日（平成 29 年度第 3 回、書面協議） 高齢者の移動手段の確保のためのバス路線の新設（須頃地区）について合意
- ・平成 30 年 1 月 11 日（平成 29 年度第 4 回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・平成 30 年 1 月 11 日（平成 29 年度第 4 回） 市内循環バスの運行時間の変更について合意

- ・平成30年3月23～29日（平成29年度第5回、書面協議） 三条市デマンド交通の土日祝日運行について合意
- ・平成30年5月28日（平成30年度第1回） 平成29年度事業実績報告
- ・平成30年6月18～22日（平成30年度第2回、書面協議） 循環バス南コースの経路変更について合意
- ・平成30年6月18～22日（平成30年度第2回、書面協議） 平成31年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成30年8月20日（平成30年度第3回） 三条市地域公共交通網形成計画（案）概要、三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び1時間前予約の緩和措置及び臨時停留所の増設について合意
- ・平成30年8月31～9月6日（平成30年度第4回、書面協議） 三条市地域公共交通網形成計画（案）の策定について合意
- ・平成30年12月26～平成31年1月8日（平成30年度第5回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・令和元年5月20日（令和元年度第1回） 令和2年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和元年8月6～19日（令和元年度第2回、書面協議） 三条市デマンド交通の試験的な土日運行及び1時間前予約の緩和措置及び臨時停留所の増設について合意
- ・令和2年1月9日（令和元年度第3回） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価、令和2年度のバス運行について合意
- ・令和2年5月20日（令和2年度第1回） 令和元年度三条市地域公共交通協議会決算、令和2年度三条市地域公共交通協議会予算、令和3年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画、三条市デマンド交通おでかけパス 運転免許証返納時の無料交付について合意
- ・令和2年12月18日（金）～令和2年12月28日（月）（令和2年度第2回、書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・令和3年2月12日（金）～令和3年2月18日（木）（令和2年度第3回、書面協議） 大学・専門学校の授業時間に対応したバスの見直しについて合意
- ・令和3年5月17～20日（令和3年度第1回、書面協議） 令和2年度三条市地域公共交通協議会決算、令和3年度三条市地域公共交通協議会予算、令和4年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和3年10月22日（金）～令和3年10月28日（木）（令和3年度第2回、書面協議） 大学・専門学校停留所の移設に伴う路線の変更について合意
- ・令和3年12月24日（金）～令和4年1月6日（木）（令和3年度第3回、書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について合意
- ・令和4年2月9日（水）～令和4年2月15日（火）（令和3年度第4回、書面協議） 三高ライナーの変更について合意
- ・令和4年4月27日（水）～令和4年5月10日（火）（令和4年度第1回、書面協議） 令和4年度三条市地域公共交通協議会予算、循環バスの運行経路及び路線名並びに時刻の変更の方向性について合意
- ・令和4年6月23日（木）～令和4年6月30日（木）（令和4年度第2回、書面協議） 令和3年度三条市地域公共交通協議会決算、令和5年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画について、合意予定

21. 利用者等の意見の反映状況

福沢線については、平成 22 年 11 月に、三条市地域公共交通協議会下田分科会において地域住民を代表する自治会長が出席し、同線を含む枝線のあり方（存続か廃止か）について協議・検討を行い、その結果を踏まえた計画となっている。

また、高校生通学ライナーバスについては、社会実験の見直しの中で、平成 20 年 2 月に、地元のハイスクールバス推進協議会との懇談会を開催し、意見等を反映して現在の安定的な運行が図られるなど、関係者の要望を踏まえた計画となっている。

三条市デマンド交通においては、平成 22 年 10 月から三条市全域を対象とした実証運行を実施し、平成 23 年 6 月から本格運行を開始したものである。こうした中、平成 22 年度よりアンケートを実施しており、平成 28 年度における利用者アンケートでは、約 82%の満足度という結果を得ている。また、停留所の位置については自治会単位・個人単位で要望を受けて検討し、できる限り地元の要望を踏まえた配置に努めている。

市内循環バスについても、平成 26 年度に沿線住民に対するアンケートを行い、運行に関する要望・意見の把握に努めているところであり、令和元年 9 月に市内小中学校及び高等学校へ運行状況に関する要望調査を行うなど、利用機会の多い学生にとって利便性を向上できるよう配慮している。

このように 3 系統をはじめとする地域内枝線にかかる公共交通体系の整備については、住民・利用者の要望や意見を踏まえた計画を策定している。

また、平成 26 年度に実施したモニタリング調査の結果、デマンド交通の複数乗車率が 20%程度にとどまっているなどの課題が明らかになったことから、平成 28 年 1 月～12 月にかけて、下田地域において複数乗車を促進するための社会実験「三条市デマンド交通おでかけパス事業」を実施した。その結果、下田地域における平均複数乗車率が 8%上昇するなど一定の成果が見られたことから、平成 29 年 7 月から全市展開を実施し、更に取組を進めている。

利用者アンケート調査で要望があったことから、平成 30 年 6 月から、デマンド交通の土日祝日を含めた全日運行（1 月 1 日～3 日は運休）を実施し、土曜日は、65 人／日、日曜祝日は 38 人／日（いずれも令和 3 年度実績）の利用を得ている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県交通政策局交通政策課長
関係市区町村	燕市市民生活部生活環境課長、三条市長
交通事業者・交通施設管理者等	越後交通株式会社三条営業所長、新潟交通観光バス株式会社代表取締役社長、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画戦略室長、公益社団法人新潟県バス協会専務理事、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長、新潟県三条地域振興局地域整備部長、三条市タクシー協会長、三条警察署長、三条市建設部長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	地域公共交通の利用者代表、学識経験者、三条観光協会副会長、三条商工会議所常議員・交通部会長、栄商工会長、下田商工会長、日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会特別役員、三条市福祉保健部長、三条市経済部長、三条市教育委員会事務局教育部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

(所 属) 三条市地域公共交通協議会事務局 (三条市市民部環境課生活安全交通係)

(氏 名) 篠田 敏規

(電 話) 0256-34-5574

(e-mail) kankyou@city.sanjo.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。